

# 亀岡市パートナーシップ宣誓制度が始まります

～2021（令和3）年3月1日スタート！！～

亀岡市は、どのような性的指向や性自認、性表現であるかに関わらず、すべての人の人権が尊重され、その個性や能力を十分に発揮できるまち、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

## パートナーシップ宣誓制度とは

この制度は、一方または双方がLGBTQ+であるお二人が互いを人生のパートナーとして、協力関係にあることを、市が宣誓書受領証を交付することにより公認するものです。

婚姻と異なり法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が家族として安心して暮らせるよう、市民の多様性への理解が深まるまちを目指します。

## 宣誓ができる人

- 民法に定める成年に達している人。
- 次のいずれかの要件を満たす人。
  - 双方が市内に住所を有していること。
  - いずれか一方が市内に住所を有し、他の一方が市内への転入を予定していること。
- 双方に配偶者（事実婚同様の関係にある人を含む。）がないこと。
- 双方が他の人とパートナーシップ宣誓制度やそれに類する制度を利用していないこと。
- 宣誓者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系血族）などでないこと。



## パートナーシップ宣誓書受領証（見本）

亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証

ここにお二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 様

( 年 月 日生) ( 年 月 日生)

年 月 日

第 号 亀 岡 市 長 印

受領証（表）：顔写真なし

亀岡市パートナーシップ宣誓書受領証

ここにお二人が、亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

顔写真 顔写真

様 様

( 年 月 日生) ( 年 月 日生)

第 号 年 月 日 亀 岡 市 長 印

受領証（表）：顔写真あり

この受領証の提示を受けられた方へ

亀岡市では、性の多様性への理解を広め、差別や偏見のないまちづくりを目指しています。この受領証は、お二人が互いを人生のパートナーとして、協力し合うことを宣誓されたことを証するものです。本受領証は、法律上の婚姻関係が生じるものでないため、相続、扶養、その他の権利や義務の付与を伴うものではありませんが、上記の趣旨を十分にご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向、性自認、性表現）や、本制度を利用していることを、本人の同意なく口外しないでください。

特記事項

受領証（裏）

※他にもデザインがあります。

※通称名の使用もできます。

# 亀岡市パートナーシップ宣誓の手続き

1

## 宣誓日時の事前予約

電話、FAX、メールで、事前に人権啓発課に宣誓日時を予約してください。

2

## パートナーシップ宣誓

予約した宣誓日時に右記の必要書類をお持ちのうえ、お二人揃って市役所にお越しください。

3

## 受領証交付日時の予約

必要書類等に不備がなかった場合、受領証の交付日時を予約してください。  
※交付までに最短で1週間程度かかります。

4

## 宣誓書受領証の交付

予約した日時に市役所にお越しいただき、受領証の交付を受けてください。(代表者1名の来庁でも可能です。)

### ※宣誓の必要書類※

#### 【提出書類】

- ①自署した宣誓書
  - ②住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
  - ③戸籍全部事項証明書、独身証明書など
  - ④顔写真のデータ(顔写真ありのデザインのみ)
- ※②、③については、発行から3箇月以内のもの  
※④については、6箇月以内に撮影されたもの

#### 【提示書類】

- ⑤本人確認書類  
個人番号カード、旅券(パスポート)、  
運転免許証など



転入予定の場合

## 宣誓受付票の交付

- 転入の予定を証する書類を提出いただき、宣誓受付票の交付を受けてください。
- 宣誓受付票の交付から、規定の期日以内に転入し、転入後の住所が記載された住民票の写しを準備のうえ、受領証の交付日時を予約してください。

転入後

## よくある質問

Q 制度を利用したいのですが、個室で手続き等をすることはできますか？

A 個室での対応が可能です。事前予約の際にその旨をお伝えください。

Q 宣誓書受領証はすぐに交付されますか？

A 最短で宣誓日から1週間程度での交付となります。(必要書類に不備等なかった場合)

※申し込み多数の場合は、さらに日数をいただく場合があります。

Q 郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

A 職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人でお越しください。

(特別な事情によりどちらか一方が来庁できない場合は、ご相談ください。)

Q 転入予定ですが、転入前に手続きができますか？

A 手続きできます。転入の予定を証する書類を提出いただいた後、宣誓受付票を交付しますので、転入手続きを終えてから、住民票の写しを提出してください。正式な受領証を交付します。

手続き方法や必要書類など、制度に関する  
詳細は市ホームページをご覧ください。



予約・お問い合わせ先

亀岡市生涯学習部人権啓発課男女共同参画推進係

Tel.0771-25-5075/Fax0771-22-6372

メール:jinken-keihatsu@city.kameoka.lg.jp